

## 令和 2 年度 串間市特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 目的

串間市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進及び長期的な医療費の抑制のため、「第 2 期串間市保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「データヘルス計画」という。）を策定し保健事業を実施している。

その中でも特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上は重要な課題として位置づけられているが、課題を解決し、目標を達成するためには、効果的かつ効率的な方法で受診勧奨を実施することが必要である。

そのため、本業務については公募型プロポーザル方式により委託業者の選考を行い、予算の範囲内で最も効果的かつ効率的な業務実施が期待できるものに委託することとする。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名称 令和 2 年度 串間市特定健康診査受診勧奨業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 2 年度串間市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料 3,917,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。
- (3) 令和 2・3 年度串間市指名競争入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者又は、令和 2 年 7 月 27 日（月）までに当該名簿に登録された者であること。
- (4) 個人情報の取り扱いに関して、プライバシーマークの取得又はセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 串間市から指名停止の処分を受けていない者。
- (9) 法人及びその役員が、串間市暴力団排除条例（平成 23 年串間市条例第 21 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。

- (10) 本業務の趣旨を十分に理解した上で、串間市と目的を共有し、的確に遂行できる体制を有していること。
- (11) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。
- (12) 国税及び地方税を滞納している法人でないこと。
- (13) 類似の受診勧奨業務について実績があること。

#### 4. 実施スケジュール（期間等については、事務の都合等により変更の可能性あり）

	項目	期間等	備考
1	実施要領等の公開	令和2年7月14日（火）	市HPに掲載
2	質問受付	令和2年7月14日（火）～17日（金）	
3	質問回答期日	令和2年7月21日（火）	市HPに掲載
4	参加申込書受付	令和2年7月14日（火）～27日（月）	
5	参加資格結果通知送付	確認次第通知する	
6	企画提案書受付	令和2年7月20日（月）～8月7日（金）	
7	審査	詳細については「8. 審査基準及び審査方法」参照	
8	審査結果通知日	令和2年9月1日（火）	※予定
9	契約締結	令和2年9月上旬	※予定

#### 5. 質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

###### ① 提出書類

質問書（様式5）

###### ② 提出期限

令和2年7月17日（金）17時15分まで

###### ③ 提出方法

電子メールによることとする。電子メールの件名は「串間市特定健康診査受診勧奨業務委託に関する質問」とすること。なお、電子メール送信後に「12. 担当部署」へ電話で受信の確認を行うこと。

###### ④ 提出先

串間市医療介護課医療保険係（E-mail : kokuho@city.kushima.lg.jp）

##### (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和2年7月21日（火）までに、質問者に対し質問回答書（様式11）を電子メールにて送付する。また、質問回答書については、串間市ホームページでも公開する。

#### 6. 参加申込の手続き

参加希望者は、次により参加表明及び資格確認に必要な書類を提出する。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 3）
- ③ 業務実績調書（様式 4）
- ④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日からの 3 か月以内の証明、写し可）
- ⑤ 都道府県民税、法人税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類（発行日からの 3 か月以内の証明、写し可）
- ⑥ プライバシーマークの取得又はセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類（写し可）

(2) 提出方法 郵送により (4) の提出先に提出すること。

(3) 提出期限 令和 2 年 7 月 27 日 (月) 17 時 15 分 必着

(4) 提出先

〒888 - 0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

串間市医療介護課医療保険係 担当：矢野

TEL：0987-72-0333（内線 515） FAX：0987-72-0310

E-mail：kokuh@city.kushima.lg.jp

(5) 参加申込の結果通知

参加資格結果通知書（様式 2）により参加申込者に対して個別に通知する。

## 7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式 6）
- ② 企画提案書（様式 6-1）  
企画提案仕様書の内容を踏まえ、提案内容を記載する。  
具体的な勧奨通知デザイン例を添付する。（過去に作成したもので可）
- ③ 業務工程表（工程表は任意の様式とし、詳細を様式 6-1 に記入。）  
業務の作業スケジュールを記載する。
- ④ 会社概要（様式 3）※参加申込時に提出したもの  
名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等
- ⑤ 業務実施体制（様式 7）  
業務の実施体制を記載する。
- ⑥ 業務実績調書（様式 4）※参加申込時に提出したもの  
市町村国保の特定健診未受診者に対して勧奨通知文書を発送する受診勧奨業務を受託した実績を記載する。
- ⑦ 見積書（様式 8）  
見積金額の消費税及び地方消費税は 10% で算出した金額を記載すること。  
契約期間中に消費税及び地方消費税の税率変更があったときは、変更後の額を支払うものとする。

⑧ 見積内訳書（任意の様式）

見積金額の積算内訳を記載する。

(2) 提出書類の記載方法

提出書類は原則として A4 サイズで作成すること。ただし、A3 サイズの用紙を片袖折等で A4 サイズにして使用することも可とする。

(3) 提出部数

正本 1 部（法人名称等を記載したもの）

副本 10 部（法人名称等が特定される情報（名称、ロゴ等）の記載がないもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送により（6）の提出先に提出すること。

(5) 提出期限

令和 2 年 8 月 7 日（金）17 時 15 分 必着

(6) 提出先

串間市医療介護課医療保険係（前記 6-（4）参照）

## 8. 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

審査委員会において定める審査基準（別紙）のとおりとする。

(2) 書面による審査の実施

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提出された企画提案書類等を資料として、基本的に書面審査で実施するものとする。

① 書面審査の方法及びスケジュール（期間等については、事務の都合上変更の可能性あり）

	項目	期間等	備考
1	企画提案書提出期限	8 月 7 日（金）	
2	企画提案書の審査員への配布	8 月 11 日（火）	
3	質問書受付期限（審査員）	8 月 20 日（木）	
4	質問書回答期限（提案事業者）	8 月 24 日（月）	
5	採点表提出期限（審査員）	8 月 31 日（月）	
6	集計及び結果通知	9 月 1 日（火）	※予定

(3) 受託候補者の選定方法

① 串間市特定健康診査受診勧奨業務委託審査委員会において審査し、審査基準に基づき採点を行う。

② 失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

③ 上記にかかわらず、合計点数が審査基準点数全体の 60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) 提案者が 1 者の場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても、審査を行うものとする。

## 9. 審査結果の通知・公表

審査の結果は、すべての提案事業者に対して審査結果通知書（様式10号）により通知する。  
なお、通知内容については、受託候補者と次順位者の法人名のみとし、点数等の開示は行わない。

## 10. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と串間市の間で委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

串間市財務規則（令和2年3月31日規則第30号）第122条及び第123条の定めによる。

### (3) その他

- ① 契約代金の支払いは、業務完了後に支払うものとする。
- ② 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式9号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 11. その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しないものとする。
- ② 提出された書類の訂正、差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、串間市情報公開条例に基づき対応するものとする。
- ④ 提出された書類は、審査において必要な範囲で複製する場合がある。

### (2) その他

- ① 本プロポーザルの参加に係る費用はすべて提案者の負担とする。
- ② 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- ③ 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- ④ 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- ⑤ 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ⑥ 郵送、電子メール等の通信に関する事故については、串間市はいかなる責任も負わない。

## 12. 担当部署

〒888 - 0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

串間市医療介護課 医療保険係 担当：矢野

TEL：0987-72-0333（内線515） FAX：0987-72-0310

E-mail：kokuh@city.kushima.lg.jp

(別紙)

【審査基準】

審査項目	番号	評価の観点	関係様式等
業務の目的等	①	業務目的を達成するためのコンセプトが明確で、ノウハウや独自性を活かした具体的かつ効果が期待できる提案となっているか。	様式 6-1 (1)、4
業務の実施体制	②	業務を円滑に実施するための適切な人員配置、バックアップ体制が整っているか。	様式 7
	③	個人情報保護及び守秘義務の遵守等セキュリティ対策・体制が十分にとられているか。	様式 6-1 (2-1)
	④	業務開始までの準備及び勧奨通知等の発送、効果分析に至るまでのスケジュールが現実的かつ円滑に業務をできる計画となっているか。	様式 6-1 (2-2) 任意様式(要領 7.(1).③)
業務の実施内容	⑤	健診データ等を活用した対象者分類の考え方、対象者の傾向に応じた勧奨方法は効果が期待できるものとなっているか。	様式 6-1 (3-1)
	⑥	勧奨通知のデザイン、印字内容等は効果が期待できるものとなっているか。また、長期未受診者が、健診に対し関心を示し、受診に結び付くことが期待できるか。	様式 6-1 (3-2)、 (3-3)添付資料
	⑦	勧奨結果の分析結果を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策の提案ができる内容となっているか。	様式 6-1 (3-1)
勧奨実施及び受診率向上の実績	⑧	市町村国保の特定健診受診勧奨業務の受託実績が十分か。	様式 4
	⑨	市町村国保の特定健診受診勧奨業務において、受診率を向上させた実績があるか。	様式 4
見積金額	⑩	見積額及び積算内訳は業務内容や対象件数等を考慮した適正な金額となっているか。	様式 8